

令和3年 9月 6日 開会

令和3年 9月 24日 閉会

(定例第3回)

日吉津村議会会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第42号

令和3年第3回日吉津村議会定例会を次のとおり招集する

令和3年8月10日

日吉津村長 中 田 達 彦

1 日 時 令和3年9月6日 午前9時

2 場 所 日吉津村議会議場

○開会日に応招した議員

長谷川 康 弘

井 藤 稔

橋 井 満 義

三 島 尋 子

松 本 二三子

河 中 博 子

前 田 昇

松 田 悦 郎

加 藤 修

山 路 有

○応招しなかった議員

な し

第3回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

令和3年9月6日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和3年9月6日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第14号 令和2年度決算に係る健全化判断比率等について
- 日程第5 報告第15号 日吉津村地方創生総合戦略について
- 日程第6 報告第16号 専決処分の報告について（日吉津村個人情報保護条例及び日吉津村の行政
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基
づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す
る条例）
- 日程第7 報告第17号 長期継続契約について（小学校給食設備の賃貸借契約、複合型子育て拠点
施設警備業務）
- 日程第8 報告第18号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第9 報告第19号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第10 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一
般会計補正予算（第4回））
- 日程第11 議案第33号 日吉津村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第34号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）について
- 日程第13 議案第35号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第1回）について
- 日程第14 議案第36号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
について
- 日程第15 議案第37号 令和3年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）について
- 日程第16 議案第38号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第39号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 日程第18 議案第40号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第41号 令和2年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第20 議案第42号 日吉津村土地開発公社の解散について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第14号 令和2年度決算に係る健全化判断比率等について
- 日程第5 報告第15号 日吉津村地方創生総合戦略について
- 日程第6 報告第16号 専決処分の報告について（日吉津村個人情報保護条例及び日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 報告第17号 長期継続契約について（小学校給食設備の賃貸借契約、複合型子育て拠点施設警備業務）
- 日程第8 報告第18号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第9 報告第19号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第10 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回））
- 日程第11 議案第33号 日吉津村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第34号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）について
- 日程第13 議案第35号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第14 議案第36号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第15 議案第37号 令和3年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）について

- 日程第16 議案第38号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第39号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第40号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第41号 令和2年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第20 議案第42号 日吉津村土地開発公社の解散について

出席議員（10名）

1番 長谷川 康 弘	2番 井 藤 稔
3番 橋 井 満 義	4番 三 島 尋 子
5番 松 本 二三子	6番 河 中 博 子
7番 前 田 昇	8番 松 田 悦 郎
9番 加 藤 修	10番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 高 森 彰 書記 ————— 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 ————— 中 田 達 彦	総務課長 ————— 小 原 義 人
総合政策課長 ————— 福 井 真 一	住民課長 ————— 矢 野 孝 志
福祉保健課長 ————— 橋 田 和 久	建設産業課長 ————— 益 田 英 則
教育長 ————— 井 田 博 之	教育課長 ————— 横 田 威 開
会計管理者 ————— 西 珠 生	代表監査委員 ————— 村 上 順 一

午前 9時00分 開会

○議長（山路 有君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、令和3年第3回日吉津村議会定例会を開会いたします。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。日程に入る前に議長から一言ご挨拶申し上げます。依然としてコロナ感染が収まらないところです。村民の皆さんには、コロナ関連の暗いニュースが続くところではありますが、しかし、いくつかの明るいニュースもありました。一つには、村制始まって以来の中口遙さんのオリンピック出場は村民の皆さんに元気をくれたものと感謝する次第であります。メダルには届きませんでした。3年後のパリ五輪での活躍を期待するところでもあります。

二つ目には、村内においては懸案でありました村道2号線の拡幅と、信号機設置がいよいよ本年度中には完成する運びとなりました。関係者の皆さんのご理解、ご努力に感謝する次第であります。

三つ目に、皆さんから問い合わせの多いところですが、保育所等の関連施設を含めた子育て拠点施設は、来年、令和4年10月頃には使用できるとのことです。議会としても村民の皆さんのご意見をお伺いしながら、安心・安全な村づくりに傾注いたします。今後とも続くであろうコロナ禍、皆さんといっしょに頑張りましょう。

それでは本日の日程に入りたいと思います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、三島尋子議員、5番、松本二三子議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長から答申のあったとおり、本日から9月24日までの19日間とし、審議予定はお手元に配付のとおりとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月24日までの19日間、審議予定はお手元に配付のとおりと決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第121条の規定により、村長並びに教育長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

出納検査報告、お手元に配付のとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。

請願・陳情の処理経過及び結果の報告、6月定例会において採択となりました、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情ほか1件につきましては、6月21日付で提出者に審査結果の通知をいたしました。

意見書の処理報告、6月定例会において採択されました地方財政の充実・強化を求める陳情についてほか1件につきましては、6月21日付で各関係方面に提出いたしました。

行事報告、6月定例会から本日まで、お手元に配付のとおりであります。

次に、村長からの報告事項があれば、報告を願います。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） おはようございます。令和3年第3回日吉津村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様に出席いただきました。感謝を申し上げます。

開会にあたりまして、諸般の報告を申し上げます。

今年の夏は全国的に大雨や台風による大きな災害が発生しました。被災されました皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。鳥取県西部地域でも7月には線状降水帯の発生に伴う激しい大雨が降り続き、本村では自主避難所を開設しました。また、8月には台風9号が鳥取県に接近し通過しました。幸い本村では大きな被害はありませんでしたが、台風シーズンを迎える時期となりました。台風の接近に際しては、最新の気象情報や村からの避難情報等に、十分ご留意をいただくようお願いします。

なお、10月3日に予定をしておりました村防災訓練は、新型コロナウイルスの感染拡大により、今年度は中止させていただくこととしましたが、ご家庭や地域で、避難所やハザードマップ、非

常時の持ち出し品の確認をしていただくなど、いざという時に速やかに行動できるよう、日頃からの備えをお願いします。

新型コロナワクチン接種に関して報告いたします。本村におけるワクチン接種は、ヴィレステひえづを会場とする集団接種と医療機関での個別接種の併用により進めております。65歳以上の方々の接種については、7月中に約9割の方が接種を終了しており、10月末には全対象者の約8割の接種が終了する見込みであります。

11月以降は、12歳に年齢到達する児童や様々な理由により接種できなかった方への接種機会の確保に努め、ワクチン接種を希望する方が確実に接種できるよう努めてまいります。新型コロナウイルスの感染状況は、今なお予断を許さないところであります。ワクチン接種の在り方についても、3回目の接種やワクチン交差接種など、様々な情報が報道されておりますが、今後も国の対応方針に基づき、適切に対応できるよう、体制を整えてまいります。

7月23日から開催された東京オリンピック、女子ライフル競技に、中口遙さんが、本村出身者として初めて出場され、夢の舞台上、世界の強豪を相手に健闘されました。閉会後の8月11日には、日吉津村役場を訪問され、日吉津村からのお祝い、後援会からの支援、日吉津小学校の子どもたちからのメッセージ等へのお礼を伝えて下さいました。

特に、日本代表選手としてオリンピックに参加したからこそ語ることができる、目標を持ち続けることや、そこで関わった人たちへの感謝の気持ちなど、日吉津村の未来を担う子どもたちへ熱いメッセージをいただきました。中口さんには、今大会での経験を活かし、次の目標に向かって、更に力を付けてくれるものと期待をしております。また、日吉津の子供たちには、先輩の姿に学び、今取り組んでいることに、目標を持って頑張ってもらいたいと願っております。

日吉津小学校においては、8月25日から2学期がスタートしました。1学期の終業式が7月21日に行われましたので、1ヵ月と数日間の長い夏休みが終わりました。

現在鳥取県内においても、新型コロナ変異株の感染者が増加しており、県内各地で学校での感染例も報告されています。このような現状を受け、保護者の皆様には、学校関係者に1人でも感染があったときは、安全が確認できるまで臨時休業とすること、本人又は家族に風邪の症状がある場合は、出席扱いの自宅休養とすること、校内において体調不良となった場合は、迎えをお願いし速やかに帰宅いただくこと、をお願いしております。

運動会や大山登山などの行事は、1学期に実施することができました。2学期には、延期している修学旅行や、きらきらフェスティバルも計画しています。安心して行事を実施できるよう、引き続き、実施時期や実施方法の検討を行い、子どもたちの安全を確保しながら教育活動の目標が

達成できるよう、日ごろからの感染防止対策の徹底と併せて、取り組んで参ります。

現在のウイルスは、感染力がとても強く、感染防止に努めていても感染する可能性があり、誰がいつ感染しても不思議ではありません。引き続き村民の皆様には、正しい知識と正確な情報をもとに判断・行動し、陽性になってしまった人にも思いやりの気持ちをもって関わっていただきますようお願いするところでございます。

次に、第7次日吉津村総合計画について、ご報告いたします。第7次日吉津村総合計画については、令和2年度に基本構想、基本計画を策定し、その実現・実施に向け、当該年度の主な事業を中心に毎年度定める実施計画を、8月に策定しました。今後、計画の進捗を図っていく中においても、さまざまな場面で村民の皆様のご意見をお伺いしながら、村民の皆様とともに実行する計画を目指してまいりたいと考えております。

また、日吉津村地方創生総合戦略につきましては、8月に日吉津村地方創生推進会議を開催し、令和2年度の事業評価を行いました。引き続き、日吉津村の元気づくりのため、SDGsの視点を施策に取り入れながら、官民連携により地方創生の推進を目指してまいりたいと考えております。

7月28日には、今年度第2回目の日吉津村農業未来会議を開催しました。未来会議で検討を進めている日吉津村農業の将来ビジョンの実現を目指し、県の補助事業であるがんばる地域プランの計画認定に向けた経過報告を行うとともに、県の担当者を招き、圃場整備事業についての説明を聞き、意見交換を行いました。

今後は、がんばる地域プラン事業も活用しながら、持続可能な日吉津村農業の実現に向けて取り組んでいくとともに、農地の基盤整備も、今後の日吉津村の農業の将来を考えた時に、検討していくべき取り組みであると考えています。まずは、事業の目的や内容などについて、関係者の皆様にご理解いただけるよう、丁寧に説明させていただきながら、地権者や農業者、関係者の皆様と一緒に考えてまいりたいと思います。

次に、西部広域での取り組みに関してご報告いたします。まず、うなばら荘については、昭和49年7月から老人休養ホームとして運営をしてきましたが、令和4年3月末をもって運営を終了し、令和4年度に施設を民間譲渡する予定とされています。設置者である西部広域行政管理組合では、施設の有効活用を通じて地域活性化に寄与することができる民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定することとし、8月16日から9月17日までの期間で、現在、参加事業者の募集を行っているところでございます。

土地及び建物の取り扱いについては、土地は、西部広域行政管理組合へ譲渡した土地を日吉津村が返還を受けたのちに民間事業者と賃貸借契約を結び、建物については西部広域行政管理組合

から民間事業者に売却する方向で進めております。

公募型プロポーザルの選定委員会での審査を経て、11月には優先交渉権者が決定される予定ですが、うなばら荘はこれまで村の活性化に一役を担ってきた施設でございますので、できればこれからも地域の活性化につながる施設として、地域貢献をいただける事業者による利活用を希望しているところでございます。

本村といたしましては、今後も、村民の皆様に進ちよく状況などをお知らせしながら、うなばら荘が村民の皆様にあいさされ親しまれる施設であり続けられるよう、西部広域とも協議、検討を進めたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

次に、西部広域における一般廃棄物処理施設の整備計画に関する進ちよく状況について、報告いたします。鳥取県西部圏域の市町村では、令和14年度の稼働を目標に、ごみ処理の広域化を進めているところです。

鳥取県西部広域行政管理組合では一般廃棄物処理施設整備基本構想（案）について、先の5月17日から6月15日の間、パブリックコメントを実施し、いただいた意見を踏まえ基本構想を決定いたしました。基本構想に基づき西部広域では一般廃棄物処理施設用地選定方針を定め、8月25日には、学識経験者や各種団体代表者の合計10名で組織する用地選定委員会が設置されたところでございます。今後、様々な観点から、総合的に有効となる建設用地について調査審議され、用地を選定することとされております。

次に、本村で進めております複合型子育て拠点施設の整備につきましては、7月末より既存施設の解体工事が始まり、現在児童館及び民俗資料館の解体中でございます。今月19日には解体中の民俗資料館を使い、西部消防局による消防救助合同訓練実施も予定をされております。

解体完了後は施設の新築工事に取り掛かり、新施設は来年7月末に完成、10月からの供用開始を予定しております。安全第一で工事を行って参りますので、施設を利用される皆様には、ご不便をお掛けしておりますが、引き続きご理解、ご協力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

また、施設の開設に向けては、職員によるプロジェクトチームにおいて、複合型子育て拠点施設整備事業基本計画に沿って、複合化のメリットを最大限に生かし、安心安全で、効率的な施設運営体制を構築すべく検討を進めております。新施設の職員体制や予算、条例等の作成の他、複合機能の発揮、村民参画の仕組みづくりなど、来年度予算には新しい運営体制も見込んだ予算を提案できるよう、内容を詰めて参ります。

子育て拠点施設整備事業を着実に進め、新型コロナ対策も継続して行っていく必要がある一方

で、行財政改革にも引き続き取り組んでいく必要があります。

昨年度策定いたしました、第4次行財政改革プランに基づく具体的取組内容を定めた実施計画を、この8月に策定いたしました。この実施計画に沿って進ちよく管理を行い、その進ちよく状況や社会経済環境の変化を踏まえ、実施項目の追加や取組みの変更などの改善策を立案し、随時、計画へ反映させることで、改革の着実な推進を図って参りたいと考えております。

9月議会は、決算認定にかかる重要な議会であります。議員の皆様にはよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げますとともに、初秋を迎え、過ごしやすい季節となっております。村民の皆様には、新型コロナにも負けないよう、できる運動で体を動かしたり、また、秋の農繁期で忙しい時期となっております、健康に十分ご留意のうえ、お過ごしいただくようお願い申し上げます、諸般の報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第14号 から 日程第7 報告第17号

○議長（山路 有君） 日程第4、報告第14号令和2年度決算にかかる健全化判断比率等について、日程第5、報告第15号日吉津村地方創生総合戦略について、日程第6、報告第16号専決処分の報告について（日吉津村個人情報保護条例及び日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）、日程第7、報告第17号長期継続契約について（小学校給食設備の賃貸借契約、複合型子育て拠点施設警備業務）以上は村長からの報告ですので一括議題とします。

村長の報告を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました、報告第14号令和2年度決算に係る健全化判断比率等について、報告第15号日吉津村地方創生総合戦略について、報告第16号専決処分の報告について（日吉津村個人情報保護条例及び日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）に関するものでございます。報告第17号長期継続契約についてご報告を申し上げます。

まず、報告第14号令和2年度決算に係る健全化判断比率等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、健全化判断比率及び資金不足比率について別紙監査委員の意見を付しましてご報告を申し上げます。

財政健全化判断比率算出資料の 1 ページをご覧ください。まず、健全化判断比率についてですが、本村は黒字決算でありますので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに数字はあがりません。

次に、実質公債費比率につきましては、国が定めております早期健全化基準 25 パーセントに対しまして、本村は 11.1 パーセントで、昨年度の 11.7 パーセントより 0.6 ポイント下がっております。

3 ページをご覧ください。緊急防災・減災事業債や公営住宅建設事業債などの償還が始まったことにより①の元利償還金の額が増となりましたが、保育料の無償化に伴う基準財政需要額等の増による地方交付税も増となったため、単年度の実質公債費比率がわずかに昨年度より下がり、3 年平均では 13.7 パーセントと高かった平成 29 年度が抜けたことにより前回よりも 0.6 ポイント下がったものでございます。

次に、1 ページの将来負担比率は、昨年は 3.5 パーセントでしたが、今年度は標準財政規模は増えたものの、将来負担額が減ったため、数値としてあがりませんでした。ちなみに早期健全化基準は 350 パーセントです。

4 ページをご覧ください。地方債の現在高の減や公営企業債等繰入見込額の減に伴い、将来負担額が減となったことに加え、新型コロナウイルス感染症緊急対策の特別定額給付金事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等、国庫金の増額により充当可能基金が増となったことから、分子比がマイナスとなり将来負担比率の数値があがりませんでした。

日吉津村下水道事業会計の資金不足比率についても、資金不足額がないため、資金不足比率は算定されませんでした。

本村は、今のところ早期健全化基準を大きく下回ってはおりますが、今後も地方債の計画的な発行にとどめ、健全な財政運営が保持できるよう努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。令和 2 年度の決算に係る健全化判断比率等についての報告とさせていただきます。

次に、報告第 15 号日吉津村地方創生総合戦略について、ご報告申し上げます。日吉津村地方創生総合戦略については、2060 年に日吉津村の人口 3,600 人を目指し、実現するために施策を展開していくこととしておまして、移住・定住支援、子育て支援、雇用支援、地域づくり・地域連携の 4 つの項目に基本目標と基本的方向を定めるとともに、数値目標を設定し、それを基に KPI という具体的な施策と重要業績評価指標を定めております。

この具体的な施策として定めた施策につきましては、毎年 8 月に地方創生推進会議において、実施状況について検証を行っています。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、書面において地方創生推進会議を開催し、令和2年度の実施結果に対する評価を承認していただきました。

検証の結果、基本目標の評価については、①移住・定住支援「A」、②子育て支援「A」、③雇用支援「B」、④地域づくり・地域連携「B」と判定としています。

令和2年度の事業評価につきましては、各課が実施する第2期の総合戦略の実施事業に反映し、引き続き本村の地方創生の推進を図ります。今後も村民の皆様にはご意見、ご協力をいただきますことをお願い申し上げまして、日吉津村地方創生総合戦略についての報告とさせていただきます。

次に、報告第16号専決処分の報告について（日吉津村個人情報保護条例及び日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）についてご報告を申し上げます。

この改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（デジタル改革関連法）が令和3年9月1日から施行されましたことに伴い、行政手続に置ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、日吉津村個人情報保護条例及び日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の引用箇所の条項ずれが生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年9月1日を期日として専決処分を行ったものでございます。

最後に、報告第17号長期継続契約について、別紙報告書を付しまして報告させていただきます。日吉津村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定に基づき、新たに長期継続契約を締結した案件を、この度の議会に報告するものです。

報告する案件は2件でございます。1件目は、新たに建設しております複合型子育て拠点施設の警備業務でございます。契約の相手方はアルソック山陰株式会社、契約金額は月額29,700円、契約期間は業務開始日から5年間でございます。

2件目は、日吉津小学校給食室のプラストチラー、食器消毒保管庫、器具消毒保管庫のリース契約でございます。契約の相手方は有限会社エフエスエーシステムズ、契約金額は月額112,200円、契約期間は5年間でございます。

以上で、報告第14号から報告第17号の報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑については各報告ごとに行います。

まず、報告第14号の質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

これから報告第15号の質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。今報告のあった地方創生総合戦略の報告書を配布いただいておりますので、この中から4点ぐらいお聞かせいただけたらと思います。

まず、1点目は先ほど8月に推進会議には書面で協議をしたということでありましたが、要はその推進会議そのものは、この報告書を見ていただくその1回だけの開催であったか、あるいはこの資料に何か特別な経過の説明料とか、そういったものを付けられたのかどうなのかということ、まず1点目伺いたいと思います。

それから2点目はこの中の10ページですが、昨年わたしこの中での同窓会の支援事業ということについて伺いましたら、広報不足で該当がなかったということでありましたが、その後の取り組みなり、経過を簡単ご報告いただきたいと思います。

それから次に17ページであります、元気な村づくりということでヴィレステの利用者が増えたので達成ということですが、その下段の方の総括の記述の中に具体的な取り組みについての効果の評価はほぼAでありましたということがあるんですけども、このA、具体的な取り組みというものは何を指しているのかということですね。

それから19ページの情報発信ということの中で、ホームページのアクセス数というものが評価になって達成ということになっているんですが、この記述の中で日吉津村の総合パンフレットを作成し配布したという記述と、下段の方には本村のPRガイドブックを作成し、配布したということが書かれているんですが、これは同じものなのか違うものなのかということと、いずれにしてもそういったパンフレットをいわゆる県外のPRブースに配架と記載されていますが、具体的には令和2年度に何冊どういった方に配布ができたのか、とりわけ例えば村の出身者なんかへも配布はできたのかということをお伺いしたいですし、それからそれに対する反応ですね、村内外に問わず、例えば問い合わせがあったとかそういった感触を担当課から伺いたいということです。

以上、何点かお聞きしたいと思ひまして、質問させていただきました。

○議長（山路 有君） そうしますと、前田議員確認しますけれども、4点について質疑ですね。

福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 前田議員のご質問にお答えします。まず1点目の書面開催をした回数ですね。1回です。その他資料を配布されたかということにつきましては、この資料のみ

でございます。2点目の同窓会につきましては、後ほどちょっと回答いたします。3点目、17ページ、この報告書にはでておりませんが、さまざまな取り組みをKPIとかKGI出す前段につくっております、その評価を個々しておりますが、それがAだったということでございます。4点目が19ページですね、総合パンフレット、PRガイドブック、同じものなんですけれども、県外の鳥取県事務所とか最近ではイオンモール日吉津のPRコーナーとかでも配架しておりますし、役場でも当然配布しております。何冊出たかという数値は把握できておりません。それと特別に配る時というのは、行事とか、たとえば成人式であったり、いろんな委員会であったり、必要に応じて配布しております。2点目の同窓会についてちょっとお時間いただけますでしょうか。すみません、1点ガイドブックの反応ですね。具体的なお声はいただいておりません。ただ、常日ごろ内容をリニューアルしておりますので、新たな情報を随時掲載していております。2点目の同窓会について、少々お時間いただけますでしょうか。

○議長（山路 有君） 福井課長、時間かかります。

○総合政策課長（福井 真一君） ちょっとだけいただけますか。

○議長（山路 有君） そうしますと、暫時休憩いたします。

午前 9時38分 休憩

午前 9時39分 再開

○議長（山路 有君） 再開します。

福井課長、どちら全部だいじょうぶ、後の答弁いいですか。

はい、中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あのまあ、同窓会の開催支援の補助でありますけれども、ご案内のとおり昨年来、非常に新型コロナが流行しているということで、同窓会、まあ会食を伴うということになってくるかと思えます。これに対する支援というのは積極的には呼びかけを行っていないというところでございます。今後、それに代わるような何か方策というのも検討してまいりたいと思えます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） この中を議論すると時間がかかるので簡単に追追質問と思えますが、先ほど報告のあった創生推進会議がですね、書面で1回のみで、この資料だけということでしたが、例えば先ほど来わたしが質問したようなことは、正直言ってこれを書面だけで見て、評価っていうのは非常に難しいと思えますので、その点については、まあ要望みたいになります

から、これだけで書面評価ではそのKPIの質が問われるんじゃないかと思しますので、以後その辺工夫していただきたいと思します。

それから同じような話が17ページの具体的な取り組みについての効果の評価はほぼAでありましたということも、この書面見て何がAであったかというのはわからないわけですよ。ですからそういった点がどうかなと、推進会議の皆さんはとまどわれて事務局が作られたものを追認するだけのものになるんじゃないかと思しますので、その今答弁のあった具体的な取り組みのあたりを、ぜひ今後われわれにも、ちょっと補足の資料で提供いただきたいと思しますので、お願いをしておきたいと思します。

それから19ページのパンフレットの配布ですが、配布数がわからないということでは、これは今年作られたものかどうかわかりませんが、基本的にはやはりこういった方にだいたいこれくらい配布したということがないと、このKPIにはならない。ホームページのアクセス数がKPIではあまりに飛躍した話になるんじゃないかと思うんで、そういったことと、それから併せて言わせていただきますと、やっぱり村民の方や村内の出身者、例えば村民の家庭でもですね、学生で県外に出ておられるとか、そういった方が多いわけですから何とか村民の方を通じて、日吉津村になじみのある方に、日吉津村を振り替えていただくような、そういう取り組みをこの総合政策課であれば、ぜひそういったことを工夫していかないと、ただパンフレットを知らない人に配っているだけでは効果が期待できないし、その結果、問い合わせもないということになるんじゃないかと思うんで、その点もご配慮いただきたいと思します。まあ、以上かってなわたしなりの意見を言いましたけれども、その辺について補足の答弁があればお願いしたいと思します。

○議長（山路 有君） 前田議員、一つ注意ですけれども、議案質疑、それから報告に対する質疑でこれまでも何回となく言うておりますけれども、要望とかご意見ということはありませので、どういう所を聞きたいというところで納めていただきたいというふうに思します。

執行部の方からありますか。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あのまあ、今回の検証結果につきましては、8月に新型コロナも流行しておりましたことを踏まえて、書面開催ということにさせていただいたところでございます。これは10月頃にこの委員さん方にまたお声かけをさせていただきまして、今回の振り返りも踏まえたところでの、次の一手を相談していただけるような会を設けたいというふうに捉えております。

まあ、必要に応じての会の際に、この検証結果についても議論ができるのではないかというふ

うに考えているところでございます。

残りのご質問は、総合政策課長の方から答えさせていただきます。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 前田議員のご質問にお答えします。先ほど来、さまざまなお意見をいただきました。この1期の総合戦略ですね、令和2年度で終わりにして、先ほど数値の取り方とかいろいろご指摘がありました。たしかに1期目作る時にどういうふうな数値をもって評価するのかという、多分1期目ですからかなり悩んで作成されたものだと思います。

2期目につきましては、具体的な数値で即判断できるような形で、KPIとかを設定しておりますので、今後も引き続き総合戦略を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。難しいことではありません、この委員さんというのは何名でしょうか。委員の人数は何人なのでしょうか。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 三島議員のご質問にお答えします。地方創生の推進会議の委員ですが、住民産業官学勤労いろいろなところから出ていただきまして、合計14名となっております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） ありがとうございます。まあ、コロナってことは理解しますが、工夫をしたら、先ほど村長のほうから10月にでも開催するということでしたけれども、やはりこの計画をたてられて初めて評価をしていくっていうことになれば、直接に意見交換をするということだと思いますので、今後とも工夫をして会合は持っていただきたいと考えます。その点をよろしく、先ほど要望はってということでしたけれども大事なことだと思いますので、検討下さい。

○議長（山路 有君） 答弁はよろしいですか、執行部の方向か。

福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 三島議員のご質問にお答えいたします。本来でしたら会議の方準備しておったんですが、コロナの状況がひどくなりましてですね、こういった会議もですね不用不急の出席は検討とかですね、いろんな職場とか会社、学生もおりますし、なかなか集っての会議ができないということから、やむなく書面開催といたしました。その辺は今後も状況によってですね、考えていかなければいけない重要なことだと思いますので、考慮してできるだけ集っ

て開催したいとは考えています。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから報告第16号の質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。あの、ちょっと2、3質問させていただきたいと思います。簡単で結構ですでお答え願えたらと思います。この今回のは法改正に伴う条例の一部改正でございますけれども、情報関連の事業が国の方においては9月1日から、デジタル課というのが新設になって、そのあたりでいわゆるその組織のトップが総務大臣から、総理大臣の方ということではなかろうかと思っておりますけれども、このデジタル課に対する村の今後の対応方針等、のお考えがあれば簡単で結構ですでお聞かせ願えたらと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えします。おっしゃいますとおりこの度の改正は、デジタル庁設置されることに伴いまして、その情報提供ネットワークシステムの管理主体が、総務大臣から内閣総理大臣に改正されたことによりまして、引用しております条分を改正するものでございます。

それで本村の取り組みということですが、現在、今年度から自治体DXということで、プロジェクトチームを庁舎内に作りましてそこで推進に取り組んでいるというところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。まあ何事にも推進主体の姿勢というのが非常に大切になるんじゃないかと思えます。小さくてコンパクトな村ですので、デジタル化等は積極的にやらなくても費用対効果からみてというような、とかくなりうる可能性がありますけれども、これは今後将来的に考えたら、非常に重要なセクションになるんじゃないかという気がいたしております。

それでちょっと、お聞きしたいんですけれどもこの対応はともあれ、今お聞きしたわかりましたけれども、その推進主体である行政の方ですね、これ大元のマイナンバーカードですけれども、これは取得率100パーセントという状態なんではないでしょうか。

○議長（山路 有君） 井藤議員、この報告第16号は条ずれでという、全員協議会で受けている

んで、それ以上は、だから条がずれたということの全員協議会で報告を受けているだけで、それ以上は少し質疑の内容が違ってんじゃないかと思えますけれども、執行部どうです。マイナンバーカード。

はい、矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 井藤議員の質問にお答えします。ちょっと前ですけども、集計した中では今の取得は40パーセントを超えたやなあたりでして、100パーセント目指しているのが2022年度末ですから、来年度末100パーセントを目指して、全国で取得率100パーセントを目指して進めているというところです。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） わたし今聞いたのは、職員の方の取得率はどれくらいですかという ことで、全体の村民の方の多分それはさっき、お聞きしたパーセントだと思いますけれども、要は、推進主体の姿勢というのが大変重要になるんじゃないかと思えますので、質問させていただいております。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員の質問にお答えします。今具体的な数字は持ち合わせておりませんが、職員そして家族にマイナンバーカードを取得するようにと何度も申し上げまして、かなりの高い率で取得をしていると認識をしております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。ないようですので、報告第16号は質疑を終わります。

続いて報告第17号の質疑を行います。質疑はありますか。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。長期継続契約の関係だと思いますけれども、これについてちょっとお尋ねしたいと思います。この二つ目の教育委員会事務局の関係の長期継続契約の関係ですけども、これのいわゆる条例によれば、条例指定するようになっておりますけれども長期継続契約についてはですね、それでこの長期継続契約に関する契約をめぐる条例ということでできる条例ということで、第2条に1号から4号までであろうかと思えますけれども、どれに該当するというところで長期継続契約にあげられていますでしょうか。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 井藤議員の質問にお答えします。今質問のありました長期継続契約についてですが、条文それから第何号に該当するかというふうなこと、すみません、今即答する

ことができません。申し訳ありません。時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） いま、暫時休憩していれます。後からでも。

○議員（2番 井藤 稔君） いや、そちらのいいようにしていただいたらいいです。

○議長（山路 有君） じゃあ、横田課長、あとから資料を提出するというので、この会進めていきたいと思います。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 検討していただいたうえで少しお話ししておきたいと思います。

実は、1号から3号まではいろいろどういう点について継続契約ができるということが列記されております。けどもその中に、これはないような気がするものですから、これに該当するものが、4号目に前各号に定めるもののほか、村長が特に必要と認める契約というのがあるものでして、それでもってこれなんだろうかなというふうに、実は理解したところですけども、ちょっと確認しておいた方がいいなということで質問させていただいております。これも4号であればその特に必要と認める理由というのがあるわけですし、その特に必要と認める理由はなんだったんだろうということでもあります。

この施設ですかね、冷蔵施設かなんかわかりませんが、これは長期契約、今まで5年のリースそのようなことでやられとったものが5年経過したんで引き続きということなんでしょうか。あるいは新たな新しい契約として入ってきてるものでしょうか。

将来5年にわたって部分でできるということは書いてあるんですけども、その前段階があるんでしょうか。ということも併せて後ほど結構ですので、お答えいただいたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） この部分については、答えることができるわけじゃないですか。条例関係おいても。

横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 井藤議員の質問にお答えします。今新たな契約かどうかというふうなことでございますが、競争入札を行いまして新に契約したものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） もう一回、はい、井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） あの、えらい途中なんですけれども、新たなということであれば、新たなその契約ちゅうか、新たな契約が必要になった理由というのは壊れたんでしょうか。そのあたりがもしわかれば、施設が老朽化してだめになったというやなことがわかれば回答いただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。すみません、今新しい契約をした理由というふうなことで、リース切れなのか、故障なのかということで、ちょっと、詳細が把握しかねておりますので、明確な回答をまたお答えさしていただければと思います。お願いします。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

ないようですので報告第17号の質疑を終わります。

日程第8 報告第18号

○議長（山路 有君） 日程第8、報告第18号総務経済常任委員会調査研究についてを議題とします。総務経済常任委員長の報告を求めます。

橋井委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 報告第18号、令和3年9月6日日吉津村議会議長山路有様、総務経済常任委員会委員長橋井満義。

総務経済常任委員会の調査研究について、標記の件について別紙のとおり報告をいたします。各皆様のお手元に配布しておるとおりでございます。令和3年9月6日日吉津村議会総務経済常任委員会調査報告書、総務経済常任委員長橋井満義。

調査目的、村の道路計画について、調査日時は令和3年8月19日木曜日、午後2時30分より4時30分まで行ったものでございます。場所は本庁舎2階議会委員会室において行っております。出席者、わたくし橋井、敬称を略させていただきます。井藤稔、三島尋子、長谷川康弘、山路有そして建設産業課益田課長、そして増本係長に同席をいただいて説明を受けております。

調査概要であります。本日村長の方からの報告もありましたが、村道役場線と村道2号線交差点の道路改良工事について改良工事計画図に基づき検討したものでございます。なお、当交差点においては用地買収並びに家屋の撤去が完了いたし、計画図との照合が容易であるため、本定例会前の6月定例会において、閉会中の調査の申し出を行い実施したものであります。

考察といたしましては、当交差点は交通事故の多発地点で以前より改良の要望が多かったところでございます。しかし、交差点角地には住宅地が存在し、これを譲渡いただかなくてはなかなか具体化しない課題でありました。今年度には予算化をし地権者のご協力をえ、用地買収が完了いたし、そして計画の実施に向けて前進したものでございます。

工事計画におきましては、交通量が多く一度に工事を行うことができないため、お手元に配布

しておりますとおり、別紙の村道交差点の計画図を添付しておりますが、参照いただきながら見ていただきたいと思います。計画図でいきますと右の上の方が北側になるわけでございますが、用地買収側、イオン側ですね、東側と既存道路側アスファルト側、くりクリニックさんの方であります。これらを二つに2期工事で分け、交通の妨げにならないよう計画をされております。工事期間においては農業用水の取水期をさけ、10月から年度末にかけて実施されるものであります。信号機が設置をされ、役場線の南北方向には右折専用レーンが設けられ、横断歩道も設置されるものであります。

なお、今後の交通事故抑制に期待をしております。本委員会の各委員からは改良後の安全対策を未然に検討しておくこと、そして工事にあたっては村民に広く周知徹底をすること、通学児童生徒には小中学校等を通じた交通指導を図られたいとの意見がありました。これらについては行政として真摯に対応を今後は図って、実現をしていただきたいと思います。

以上、本調査について報告を終わります。

○議長（山路 有君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第9 報告第19号

○議長（山路 有君） 日程第9、報告第19号教育民生常任委員会の調査研究についてを議題とします。教育民生常任委員長の報告を求めます。

○教育民生常任委員長（前田 昇君） 教育民生常任委員会の調査の報告についてさせていただきます。配布をさせていただいております。令和3年9月6日、日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員会委員長前田昇。報告書内容について説明をさせていただきます。

調査日時は8月24日でありました。出席者は敬称略で松田、加藤、河中、わたくしの議員、議会事務局長、それに対して日吉津小学校から太田校長、河本教頭、村教委から矢倉主査に出席をいただき、場所は日吉津小学校の多目的ホール、その後、議会の委員会室に戻り協議をいたしました。

案件としましては、このコロナ禍における少学校教育の現状と課題についてということであり、趣旨としましては小学校教育の内容は大きく変化をしておりますが、新型コロナウイルス感染予防の観点から教職員にはさまざまな対応に努められております。また、オンラインということを一気にすすみましたギガスクールをはじめ、日吉津小学校の教育環境、児童の様子など現状や課題

について伺ったというところでもあります。その内容としまして感染予防を考慮しまして夏季休業中に実施をした。あらかじめ数々の質問事項を小学校の方に提示しまして、回答をいただくということで時間の効率化をはかって訪問いたしました。

小学校ではスライドによる校長からの学校経営の基本方針等の説明に続いて、こちら側の質問事項への回答を準備いただいて大変調査にご協力をいただきました。小学校では学校教育目標を、心弾ませ仲間とともに挑み続ける児童の育成というふうに定めて、学びづくり、心からだづくり、仲間づくり、未来づくりの4つの柱に基づき実践をされております。さまざまな課題に対し教職員が共通認識を図りつつ積極的に取り組まれております。

主な質問事項と回答について述べさせていただきます。コロナ禍に関しましては、毎日検温、マスク着用、手洗い、給食時の黙食など児童への指導を徹底している。また、授業中のグループ討議の制限など、授業面でもさまざまに感染予防に対応している。児童下校後は、教職員が校内各所の殺菌消毒作業を行っているということでもあります。

学校行事の変更については、運動会では感染リスクの高い組体操など取りやめ、児童保護者とも入れ替えをしつつ実施した。また、6年生の大山登山は密にならないよう気を付けながらも実施でき、大山青年の家で行う5年生の宿泊研修、セカンドスクールは11月に延期をされております。

また、学校関係者のコロナ感染症の陽性確認の際には児童・教職員全員のPCR検査を実施されておりますが、その際には役場職員に大変協力をいただいたと、また児童の送迎など保護者の協力もいただき、小学校への特に苦情もなかったということでもあります。2学期はきらきらフェスティバルなどが控えておりますので、コロナ感染対策をしつつ準備に取り組むとされております。

一気に進めましたギガスクールの進捗状況については、機器の整備は本村はいち早く行われ、アドバイザーへの配置もいただいております。児童がタブレット端末を自宅に持ち帰って授業を行うと、そういったことについては、2学期上級生から徐々に取り組んでいく方針と伺いました。

この間の教職員の負担は、大きく増しているのではということでありましたが、日々の対応に追われて、授業の準備時間の確保にそれぞれ苦慮している面はあろうかと感じている。児童と触れ合う時間や、保護者対応などがおろそかにならないように努めている。

ただし、村からは少人数学級の実施やカウンセラーの配置、学習支援員の配置など教育環境の維持に格別な対応をいただいているので、問題なく運営しているということでありました。

以上のようなことに対して、考察をいくつか述べておりますが、最後に記載をしております一村一校の日吉津小学校の教育環境の整備については、村として予算面など早急な対応に努めてきました。しかしコロナ禍の中、教職員の日々の負担は大変大きくなっておりまして、また小学校

のカリキュラムなど教育内容の変更も激しく、限られた人数の教職員の対応については村としても、最大限の支援をしていきたいというふうな考察をしております。

以上、教育民生常任委員会の調査報告とさせていただきます。

○議長(山路 有君) 報告が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(山路 有君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第10 議案第32号

○議長(山路 有君) 日程第10、議案第32号専決処分の承認を求めることについてを(令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第4回)を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長(中田 達彦君) ただいま議題となりました、議案第32号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第4回)の専決処分について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年7月22日を期日として専決処分を行ったものでございます。

2ページをご覧ください。歳入歳出それぞれ387万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ38億2,487万7,000円とするものでございます。

はじめに、歳出について説明申し上げますので、4ページをご覧ください。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費に387万9,000円を計上しておりますが、これは小学校の関係者から新型コロナウイルスの感染が確認されたことによる、関係者すべてのPCR検査実施の際の検査委託料が主なものでございます。

つづいて、歳入について説明申し上げます。第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金に359万7,000円を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました新型コロナPCR検査委託料にかかる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なものでございます。

以上、議案第32号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(山路 有君) 以上で提案説明を終わります。

日程第11 議案第33号

○議長(山路 有君) 日程第 11、議案第 33 号日吉津村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長(中田 達彦君) ただいま議題となりました、議案第 33 号日吉津村手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

個人番号カードを再発行する際に、地方公共団体情報システム機構 J-LIS といいますが、こちらが個人番号カードの発行手数料を徴収することができるようになり、個人番号カードの発行手数料の徴収事務を住所地市区町村に委託することができるようになったため、個人番号カードの再発行手数料についての規定が不要になったことにより改正するものでございます。

以上、議案第 33 号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いたします。

○議長(山路 有君) 提案説明を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時17分 休憩

午前10時32分 再開

日程第12 議案第34号 から 日程第15 議案第37号

○議長(山路 有君) 再開いたします。

お諮りいたします。日程第 12 から日程第 15 までは補正予算ですので一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) 異議なしと認めます。したがって、日程第 12、議案第 34 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 5 回)について、日程第 13、議案第 35 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 回)について、日程第 14、議案第 36 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)について、日程第 15、議案第 37 号令和 3 年度日吉津村下水事業会計補正予算(第 1 回)についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました、議案第 34 号から議案第 37 号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第 34 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 5 回)でございますが、歳入歳出それぞれ 2 億 6,410 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 40 億 8,898 万 1,000 円とするものでございます。

歳出の主なものから説明申し上げます。はじめに、13 ページをご覧ください。第 3 款民生費、第 3 項生活保護費、第 2 目生活保護扶助費に 1,058 万 8,000 円を計上しておりますが、これは令和 2 年度生活保護国庫負担金返還金が主なものでございます。

つづいて、第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 2 目予防費に 21 万円の減額を計上しておりますが、これは新型コロナワクチン接種の集団接種を、休日行った場合の医師や看護師などの割り増し報償費の増額および、村が実施した集団接種には委託料が発生しないため減額するものが主なものでございます。

次に、14 ページをご覧ください。第 7 款土木費、第 2 項道路橋梁費、第 1 目道路維持費の委託料に 405 万 6,000 円、工事請負費に 430 万円の減額を計上しておりますが、令和 2 年度に実施した橋梁点検において優先度の高い橋梁があることがわかったため、本年度の工事予定を来年度以降の工事を実施するための橋梁補修詳細設計業務委託料へ変更するものでございます。

次に、15 ページをご覧ください。第 9 款教育費、第 4 項 社会教育費、第 1 目社会教育総務費の委託料に 134 万 7,000 円を計上しておりますが、これは成人式に出席されるすべての方の新型コロナスクリーニング検査を行うものでございます。

次に、16 ページをご覧ください。第 9 款教育費、第 5 項 保健体育費、第 1 目社会体育総務費に 219 万 6,000 円の減額を計上しておりますが、これは東京 2020 オリンピックとパラリンピックの聖火リレーの変更及びパブリックビューイングの中止に伴うものでございます。第 11 款諸支出金、第 1 項基金費、第 1 目財政調整基金費に 2 億 4,726 万 1,000 円の積立てで調整しております。

つづいて、歳入の主なものについてご説明申し上げますので、8 ページをご覧ください。第 10 款地方交付税、第 1 項地方交付税、第 1 目地方交付税では 1 億 6,525 万 3,000 円を計上しておりますが、これは令和 2 年度国勢調査による人口増と消防費等の需要額が増となったことによる普通交付税の増額でございます。

次に、第 14 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 2 目衛生費国庫負担金では 480 万 2,000 円の減額を計上しておりますが、これは新型コロナウイルスワクチン接種の委託料に係る国庫負担金

の減額でございます。同じく、同款第2項国庫補助金、第3目衛生費国庫補助金では392万3,000円を計上しておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金が主なものでございます。

次に、9ページをご覧ください。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金を1億2,656万9,000円の減額で調整し、第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に1億8,475万円を計上しております。

また、10ページには、第21款村債、第1項村債、第2目臨時財政対策債では、発行可能額が確定しましたので3,803万5,000円の増額を計上しております。

次に、議案第35号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1回)でございますが、歳入歳出それぞれ611万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億7,703万7,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。歳出では、国保運営基金の積立金を計上しており、前年度繰越金641万3,000円と繰入金の減額で調整するものでございます。

つづいて、議案第36号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)でございますが、歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,400万1,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。歳出では、保険料過年度還付金を計上しており、歳入では、第5款諸収入、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金に4万7,000円の計上と前年度繰越金4,000円と繰入金の減額で調整するものでございます。

次に、議案第37号令和3年度日吉津村下水道事業会計補正予算(第1回)について提案理由を申し上げます。1ページに今回の補正予算の概要について記載しておりますが、資本的収入及び支出について、収入は、受益者負担金を210万円、支出は、建設改良費を561万円増額し、収入総額を485万6,000円、支出総額を4,982万3,000円とするものでございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4,496万7,000円については、過年度分損益勘定留保資金183万4,000円、当年度分損益勘定留保資金3,440万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61万5,000円、当年度利益剰余金予定処分額811万7,000円で補填するとともに、今年度の利益剰余金予定処分額を811万7,000円とするものでございます。

なお、2ページは補正予算の実施計画書、3ページ及び4ページは令和2年度決算と、今回の補正を踏まえた予定キャッシュフロー計算書及び予定貸借対照表、5ページは実施計画の明細書と

なっております。

以上、議案第 34 号から議案第 37 号までの説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 議案第 34 号から議案第 37 号の提案説明を終わります。

日程第16 議案第38号 から 日程第19号 議案第41号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第 16 から日程第 19 までは決算認定についてですの
で一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって日程第 16、議案第 38 号令和 2 年度鳥取
県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 17、議案第 39 号令和 2 年度鳥
取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 18、議
案第 40 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、
日程第 19、議案第 41 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村下水道事業会計歳入歳出決算の認定に
ついて、以上 4 件を一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました決算認定関係の議案第 38 号から議案第
41 号までご説明を申し上げます。はじめに、議案第 38 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般
会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は、30 億 9,047 万 2,550 円、歳出総額
は 28 億 9,426 万 9,314 円で、歳入歳出差引は 1 億 9,620 万 3,236 円の繰り越しとなっております。

また、翌年度へ繰越す事業の繰越額は、保育所等複合施設整備事業や資料館管理運営、新型コ
ロナウイルスワクチン接種体制整備確保事業、県営農村地域防災減災事業、村道橋梁補修工事な
ど 1 億 924 万 7,000 円でございます。

令和 2 年度決算説明資料から主要施策の成果における主なものを申し上げます。

総務費関係ですが、3 ページ 新型コロナ関係の事業として特別定額給付金事業に 354,450,638 円、
ページ 8 消防費関係では、新型コロナ感染症対策として感染防止のためのアルコール消毒液や避
難所用パーティションの購入などの感染防止用品購入等事業に 281 万 4,760 円、10 ページ サー
バー等の保守、職員用パソコンのリース代など一般管理費経常の電算処理業務に 2,677 万 2,554
円、13 ページふるさと納税の返礼品代などふるさと納税推進事業に 5,493 万 910 円、14 ページ 新
築住宅購入にかかる借入利息助成に 800 万 7,329 円を支出しております。

衛生費関係では、22 ページ ごみ処理にかかる負担金など塵芥処理事業に 3,438 万 7,687 円を支出しております。

福祉関係では、26 ページ 障がい者の積極的な社会参加を推進する障害者自立支援給付事業に 1 億 227 万 1,981 円、29 ページ 生活困窮者の相談や就労支援など生活困窮者自立支援事業に 458 万 5,965 円を支出しております。

また、39 ページ 在宅育児世帯への経済的な支援として在宅育児サポート事業に 141 万 3,777 円、41 ページ 障がい児の積極的な社会参加を推進する障害児通所給付事業に 2,627 万 376 円、42 ページ 日吉津保育所への施設型給付やパジャちゅうりつぶ保育園、日吉津ベアーズへの地域型給付などの特定教育・保育施設等給付事業に 1 億 5,988 万 3,321 円を支出しております。

農業費関係では 59 ページ 意欲ある農業者が策定するプランに基づき機械等の整備の支援を行うがんばる農家プラン事業に 559 万円、62 ページから 64 ページ 園児や児童に農作業体験を行う保育所農園や小学校農園、その他試験栽培や村民農園など農園事業に 85 万 9,217 円、65 ページ 水路・農道等を保全・補修する地域の共同活動を支援し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮及び担い手農家の負担軽減を図る多面的機能支払交付金事業に 372 万 5,228 円を支出しております。

商工費関係では、67 ページ 新型コロナ経済対策として村内事業所の経営継続支援や感染症対策補助など新型コロナウイルス対策金融支援事業に 550 万 2,912 円、68 ページ 商品券を配布し村内経済の回復を狙いとした新型コロナ経済対策商品券事業に 1,745 万 8,296 円を支出しております。

また、土木費関係では、68 ページから 69 ページ 村道植栽等維持管理や村道橋梁点検業務、村道旧国道線ホレコ川橋 3 等の橋梁補修など道路維持事業に 5,141 万 2,130 円、69 ページから 70 ページ 村道役場線交差点改良事業に 6,040 万 8,726 円を支出しております。

教育費関係では、77 ページ 不登校児童の精神面のケアを行う教育支援センター運営事業に 395 万 2,893 円、78 ページ 学校と保護者・地域住民・各種団体等がパートナーとして連携・協働し学校教育活動の充実を図るコミュニティ・スクール事業に 195 万 9,037 円、79 ページ 小学校児童 1 人 1 台端末の整備と ICT 支援員の配置として GIGA スクール構想の加速による学びの保障事業に 2,784 万 2,425 円、82 ページ 小学校給食室の空調設備等設置工事など給食関係に 3,818 万 2,029 円、89 ページ 複合型子育て拠点施設建設に向けて、陶芸・倉庫棟の整備を行う資料館管理運営に 2,029 万 8,856 円、90 ページ 図書館管理運営に 2,079 万 9,395 円などを支出しております。

なお、103 ページ 地方債の現在高は、前年度より 1 億 322 万円減となり、23 億 3,891 万 9,000 円となっています。

以上、一般会計の概略の説明とさせていただきます。

次に、議案第 39 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。決算書 43 ページから 45 ページ 歳入歳出決算は、歳入総額 3 億 6,034 万 7,639 円に対し、歳出総額 3 億 5,393 万 3,384 円で、歳入歳出差引で 641 万 4,255 円の繰り越しとなっております。

次に、議案第 40 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。決算 53 ページから 54 ページ 歳入歳出決算は、歳入総額 4,379 万 5,198 円に対し、歳出総額 4,378 万 9,988 円で、歳入歳出差引で 5,210 円の繰り越しとなっております。

次に、議案第 41 号令和 2 年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてであります。下水道事業会計決算書 P6 の剰余金処分計算書（案）のとおり令和 2 年度の未処分利益剰余金 1,322 万 1,302 円の処分について計上しています。

また、令和 2 年度の下水道事業会計決算について、決算書 1 ページから 3 ページ に記載しておりますとおり収益的収入及び支出につきましては収入額が 1 億 5,900 万 9,675 円、支出額が 1 億 4,608 万 328 円、資本的収入及び支出につきましては収入額が 214 万 1,448 円、支出額が 4,153 万 7,662 円となっており、資本的収入額と資本的支出額を比較して不足額の 3,939 万 6,214 円については、損益勘定留保資金等で補てんしております。

また、法適用初年度に限っての収支であります特例的収入及び支出につきましては収入額が 1,527 万 970 円、支出額 3,173 万 5,434 円となっております。

以上、議案第 38 号から第 41 号までの説明とさせていただきますが、詳細については総務課長から説明させますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） それでは、令和 2 年度の一般会計等の決算の概要について、決算書をもとに説明させていただきます。決算書には、前年度額あるいは前年度比などは記載されておりませんが、前年度との比較が一つの判断になると思いますので、説明させていただく中で補足的に申し上げます。

まず、一般会計決算の歳入についてご説明申し上げますので、決算書の 2 ページをご覧ください。

歳入総額については、収入済額 30 億 9,047 万 2,550 円で前年度比 5 億 4,232 万 1,000 円の増となっております。

主なものを説明しますので、5 ページをご覧ください。第 1 款村税の収入済額は 8 億 9,516 万 8,345 円で前年度比 1,344 万 4,000 円の減となりましたが、これは村民税の法人の減額、並びに固定資

産税が減額となったことが主な要因であります。村税全体の徴収率につきましては前年度より0.4ポイント下がっております。

次に、7ページをご覧ください。第10款地方交付税の収入済額は5億3,712万8,000円で、前年度比6,375万1,000円の増となっております。これは、保育料の無償化に伴う基準財政需要額等の増が主な要因であります。第12款分担金及び負担金の収入済額は1億357万2,954円で前年度比332万3,000円の増となっております。これは、日吉津保育所への施設型給付費の増額が主な要因であります。また新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、海浜運動公園やヴィレステひえづの使用料が軒並み減少しております。

次に、8ページをご覧ください。第14款国庫支出金については、収入済額7億5,668万1,231円で前年度比5億5,703万9,000円の増となっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金給付事業費補助金に3億5,240万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に1億713万8,000円が主な要因です。

次に、10ページをご覧ください。第15款県支出金の収入済額1億4,192万3,792円で前年度比2,239万4,000円の減となっております。これは令和元年度の事業であった幼児教育・保育無償化にかかるシステム改修や担い手確保・経営強化支援事業補助金、参議院議員選挙費委託金などの皆減が主な要因でございます。

次に、11ページをご覧ください。第17款寄附金の収入済額1億1,758万1,666円で前年度比8,137万9,000円の減となっております。これは、ふるさと納税寄附金の減が主な要因でございます。

次に、14ページをご覧ください。第21款村債の収入済額1億3,579万2,000円で前年度比3,433万9,000円の増となっておりますが、学校教育施設等整備事業債や道路事業債が主な要因であります。

つづいて、歳出の概要についてご説明申し上げますので、4ページにおかえり下さい。歳出総額については、支出済額28億9,426万9,314円で前年度比5億1,129万円、の増となっております。

主なものを説明しますので、決算書の15ページをご覧ください。第2款総務費の決算額は9億1,745万222円で前年度比3億5,154万1,000円の増となっております。これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金やBCP情報環境整備事業や日吉津の飲食店を応援する券発行事業に伴う増額が主な要因であります。

次に、19ページをご覧ください。第3款民生費の決算額は8億5,537万9,188円で前年度比6,449万3,000円の増となっております。これは、令和元年度事業のプレミアム付商品券事業が終了し減

額となったものの、村社会福祉協議会への委託料、障害者自立支援給付事業、保育所等複合施設整備事業、新型コロナ経済対策の子育て世帯臨時特別給付金事業、ひとり親世帯臨時特別給付金事業などの増額が主な要因であります。

次に、23 ページをご覧ください。第4款衛生費の決算額は1億5,812万9,556円で前年度比694万5,000円の減となっています。これは、土砂一時仮置場整備事業や土砂仮置場フェンス設置工事が終了したことが減額の主な要因であります。

次に、25 ページをご覧ください。第5款農林水産業費の決算額は6,761万5,615円で、前年度比3,454万8,000円の減となっています。これは、令和元年度事業の農業者トレーニングセンターの照明設備と暗幕改修工事の終了による減額、担い手確保、経営強化支援事業の減額が主な要因であります。

次に、27 ページをご覧ください。第6款商工費の決算額は2,728万1,562円で、前年度比2,276万3,000円の増となっています。これは、新型コロナウイルス対策金融支援事業、新型コロナ経済対策商品券事業などの増額が主な要因です。

同じく27 ページをご覧ください。第7款土木費の決算額は1億7,963万3,465円で、前年度比1億1,674万2,000円の増となっています。これは村道役場線交差点改良事業、村道旧国道線ホレコ川橋3他補修工事、村道日野川右岸堤線舗装補修工事などによる増額が主な要因であります。

次に、30 ページをご覧ください。第9款教育費の決算額は2億8,543万611円で、前年度比1億1,183万4,000円の増となっています。これは、学校情報通信ネットワーク整備事業、GIGAスクール構想の加速による学びの保障事業、小学校給食室空調設備等設置工事、複合型子育て拠点施設の建設に伴う陶芸・資料館倉庫等の整備事業などによる増が主な要因であります。

次に、35 ページをご覧ください。第10款公債費の決算額は2億4,827万7,158円で、前年度比1,464万6,000円の増となっていますが、緊急防災・減災事業債や公営住宅建設事業債にかかる元金償還が新たに始まったことが主な要因であります。第11諸支出金の決算額は7,366万9,904円で、前年度比1億2,968万6,000円の減となっていますが、これは、ふるさと納税寄附金の減に伴う夢はぐくむ村づくり基金への積立金の減が主な要因であります。

次に、日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計決算の概要について説明いたします。歳入について、決算書43 ページをご覧ください。歳入総額は、調定額3億7,136万7,964円に対し、収入済額は3億6,034万7,639円で、前年度比2,139万7,000円の減、収入未済額は1,079万9,625円となっています。

主なものを説明しますので、46 ページから47 ページをご覧ください。第1款国民健康保険税が

7,503万2,400円で構成率20.8パーセント、第3款県支出金は2億6,403万9,556円で構成率73.3パーセント、第6款繰入金が1,939万9,210円で構成率5.4パーセントとなっております。

なお、国民健康保険税の徴収率につきましては、全体で89.4パーセント、昨年度の84.2パーセントと比べると5.2ポイント上がっております。引き続き、徴収ネットを中心とした各課の連携を密にして、今年度も徴収率の向上に努力してまいります。

次に、歳出について、決算書44ページをご覧ください。歳出総額は、予算現額3億7,359万円に対し、支出済額は3億5,393万3,384円で、前年度比2,668万7,000円の減であり、不用額が1,965万6,616円、予算執行率は94.7パーセントで昨年度より0.2パーセント増となっております。

主なものを説明しますので、48ページから51ページをご覧ください。第2款保険給付費が2億5,063万220円で構成率70.8パーセント、第4款国民健康保険事業納付金が9,030万9,933円で構成率25.5パーセント、第3款保健事業費が709万1,147円で構成率2パーセントとなっております。

なお、歳出全体で最も多く支出している保険給付費は、一般被保険者療養給付費と高額療養費分ともに減少していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えが減少した要因の一つと考えております。

次に、日吉津村後期高齢者医療特別会計決算の概要について説明いたします。決算書53ページ、54ページをご覧ください。53ページの歳入につきましては、調定額4,377万3,598円に対し、収入済額は4,379万5,198円で前年度比145万円の減となっております。保険料の収入未済額がマイナス2万1,600円となっておりますが、還付処理が年度をまたいだことにより過払いの状態となったものです。

54ページの歳出につきましては、予算現額4,405万3,000円に対し、支出済額は4,378万9,988円で、前年度比143万2,000円の減、予算執行率99.4パーセント、不用額は26万3,012円となっております。

57ページの第2款後期高齢者医療広域連合納付金が4,249万9,938円で、構成率97.1パーセントと歳出のほとんどを占めています。

次に、日吉津村下水道事業会計決算の概要について説明いたします。本村の下水道事業につきましては、従来、地方自治法第209条第2項の規定に基づき、条例により特別会計を設置し、運営を行ってきたところですが、令和2年度から地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計方式による運営を行うこととなりました。日吉津村下水道事業会計決算書4ページをご覧ください。収益的収入では、主なものとして営業収益が、下水道使用料の6,047万9,000円構成率39.6

パーセント、営業外収益が他会計負担金 4,574 万 8,000 円構成率 29.9 パーセント、長期前受金戻入 4,506 万 7,000 円構成率 29.5 パーセントなどで、収益的収入の総額は 1 億 5,283 万 6,000 円となりました。

収益的支出の主なものとして営業費用が管渠管理費等の施設維持管理費用 4,242 万 6,000 円構成比 30.4 パーセント、減価償却費 8,625 万 3,000 円構成比 61.8 パーセント、営業外費用が支払利息等 561 万 6,000 円構成比 4.0 パーセント) 等で合わせますと収益的支出の総額は 1 億 3,961 万 5,000 円となりました。結果、収益的収入から収益的支出を差し引いた損益は、1,322 万 1,000 円の黒字となりました。

以上、議案第 38 号から第 41 号までの決算書の補足説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

決算に対する議案について、提案説明が終わりましたので監査委員の審査報告を求めます。

村上代表監査委員。

○代表監査委員（村上 順一君） 審査報告を行います。地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算並びに国民健康事業勘定特別会計歳入歳出決算のほか特別会計 1 件、並びに日吉津村下水道会計決算について審査報告を行います。

審査は令和 3 年 7 月 26、27、28、8 月 6 日の 4 日間、事務局立ち合いのもと実施しました。各担当課長及び職員に出席してもらい、各会計の歳入歳出決算書及び決算説明資料を基に、施策の実施状況など説明を受け、その内容について確認、質疑を行いました。その結果、審査に付された令和 2 年度一般会計歳入歳出決算書、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算書、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、下水道事業会計決算書及び各会計の付属資料は、関係法令に準拠して調整されており、且つ、これらの係数は関係諸帳簿、証拠書類と符合し正確であると認めました。

なお、中田村長へは 8 月 27 日に、令和 2 年度日吉津村歳入決算書意見書を提出しております。

続きまして各会計の決算状況について報告いたします。一般会計について歳入総額は 30 億 9,047 万 2,550 円で前年度対比で約 20.3 パーセントの増、歳出総額は 28 億 9,426 万 9,314 円で約 21.5 パーセントの増でした。歳入におきましては、税収は村税全体で 8 億 9,516 万 8,345 円前年度対比で約 1.54 パーセントの減収でした。

主な税目中、固定資産税は対前年度約 293 万 6,000 円減収で、新築家屋の増加により土地家屋

分は微増となったものの、償却資産分の減価が要因となっております。住民税は対前年度約1,145万8,000円の減収で、その内個人住民税で約19万8,000円、法人住民税で約946万円のそれぞれ減収となりました。新型コロナウイルス対策に伴う徴収猶予も法人を中心にしており、今後も景気回復の遅れに伴う経済への影響が懸念される中、引き続き適正公平な課税徴収に努めていただきたいと思います。

地方交付税は増収傾向にあり、依存財源の歳入に占める割合が年々大きくなっております。国庫支出金は新型コロナウイルス対策還元事業実施のため対前年度比270.9パーセントの大幅増で歳入総額の増加の主な要因となっております。今後も国などの政策動向を考慮しつつ、本村の実情を踏まえた機動的、効果的な事業を展開されたいと思います。

歳出におきましては、新型コロナウイルス対策に関する国の補正が矢継ぎ早に打ち出され、本村も多様な事業が展開されました。定額給付金や商工業を支援する事業、ギガスクール構想の加速による学びの補償事業などさまざまな分野で補助金の有効活用がみられました。一方で税金等のコンビニ納付導入など、今後ランニングコストの増加が予測される事業については、費用対効果の検証の必要があります。

事業目的面から見ますと、前年度と比べ増減幅の大きい事業では、総務費9億1,745万2,222円で前年度対比約62.1パーセントの増、商工費2,728万1,562円で前年度対比約503.7パーセントの増、土木費1億7,963万3,465円で前年度対比約85.6パーセントの増、教育費2億8,543万611円で前年度比約64.4パーセントの増でした。総務費、商工費、保育費は定額給付金給付、商品券事業、金融支援事業、ギガスクール構想など新型コロナウイルス対策関連事業が主な増加要因ですが、ほかにも新型コロナウイルス対応他方創生交付金による比較的使途自由度の高いさまざまな事業が展開されました。

新型コロナ対策の令和2年度でもありましたが、事業実施の必要な範囲での検証と、コロナの影響により実施できなかった事業の点検、整理も進められたいと思います。土木関係では、道路橋梁補修費の顕著な増加がみられますが、老朽化、維持管理に対して、長期的視野にたった計画的な事業実施に努めていただきたいと思います。農林水産業費は7,661万5,615円で前年度対比約33.8パーセントの減でした。農業振興は本村における喫緊の課題でもあり、さまざまな事業が検討されていますが、将来を見据えた本村の特徴を生かした施策実施に努められたいと思います。

性質別に見ますと、物件費が対前年度約1億1,770万円の減少でしたが、人件費は約1億3,043万9,000円の増加でした。これは会計年度任用職員制度導入による影響が大きいと思われませんが、年数の経過に伴い、人件費のみならず退職手当にも影響が生じてきます。多様な行政サービスへ

の対応を踏まえ、適正な人事管理にも努められたいと思います。

扶助費については主に、民生、福祉関係において増加傾向にあり、きめこまやかで多様な事業が実施されています。健康で安心して暮らせる村づくりが大切ですが、社会状況の変化と村行財政全体とのバランスを踏まえた事業を進められたいと思います。普通建設事業費については学校情報通信ネットワーク整備、給食室空調整備工事、用地買収等により前年度対比前年度約1億3,700万円の増加でした。今後は複合型子育て拠点施設の建設も始まり、特に工事の進ちょく管理については十分な注意を払い進めていただきたいと思います。

続きまして国民健康保険事業勘定特別会計について、歳入総額3億6,034万7,639円で前年度対比約5.6パーセントの減、歳出総額3億5,393万3,384円で約7.0パーセントの減でした。人口増加に伴い近年は微増傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染の広がりによる受診控えの傾向が全国的に見られ、本村でも保険給付費が前年度対比で約991万円約3.8パーセントの減でした。

重複受診や多受信については、保険給付費の増加につながるとされてきましたが、本来医療を必要とする方が受診を控えたとすれば、検証が必要と思われます。また、コロナ禍においても保険税の徴収については村税と同様に留意されたいと思います。

後期高齢者医療特別会計について、歳入総額4,379万5,198円で前年度対比約3.2パーセントの減、歳出総額は4,378万9,988円で益3.2パーセントの減でした。被保険者数は横ばい状況にありましたが今後は団塊の世代が被保険者になることから微増していくことが見込まれます。令和2年度は、国民健康保険事業と同様にコロナ禍における受診控えの傾向が見られ、後期高齢者医療広域連合納付金が減少しました。

また、保険料については近年若干の滞納がありましたが、令和2年度において解消されました。今後も引き続き丁寧な対応による徴収に努められたいと思います。

下水道事業会計について、令和2年度から公営事業会計となり、管理運営に係る取引、損益取引と建設改良等に係る取引、資本取引と区別して経営成績を把握することとなりました。損益取引となる収益的収入は、すみませんちょっとここで確認をさしていただいているのですか、すみません。

ちょっと数字を訂正させていただきたいと思います。ちょっと執行部の方にいいでしょうか。損益取引の収入額と支出額、確認をさしていただいているのでしょうか。

[益田建設産業課長と数字の確認]

○代表監査委員（村上 順一君） すみません。数字は整合していました。

損益的取引となる収益的収入は1億5,900万9,675円、収益的支出は1億4,608万328円資本取引となる資本的収入は214万1,448円、資本的支出は4,153万7,662円、また令和2年度限りの決算になる特異的収入は1,527万970円、特例的支出は3,173万5,434円でした。

全体の収支は一般会計からの繰入れで調整されているため、公営企業会計についてはより一層の経営努力が求められます。会計処理の方法が変わっているため前年度以前と単純な比較はできませんが、公営企業会計導入の初年度であったことと、また、使用料の減免率が段階的に低減されること、これらの処理が決算額の主な変動要因となっております。

下水道の運用開始から35年以上が経過しました。管渠等の耐用年数は50年が主なものとなっておりますが、今後は設備の更新、修繕が見込まれます。財政運営面から正確な経営成績の把握に努め計画的な更新、修繕を進めていただきたいと思います。

また、使用料については、住民登録をされていない方が使用されている場合もあり、村民税と異なる特異性があります。納付される方との公平性を考え、引き続き徴収努力を続けていただきたいと思います。

各会計に共通する事項として税や使用料については、本村は高い徴収率を維持していますが、不能欠損処理については、必要な調査と適正な手続きを踏まえ、公平性を念頭に時効の自然成立など、安易な処理とならないよう努力していただきたいと思います。

終息が見えないコロナウイルス感染に対し、今後も対策についやす予算や事業は継続されることが予測されます。ワクチン接種の接種体制、会場設営等の検討やコロナウイルス拡大状況を踏まえた上で、村づくりや人づくりが停滞することのないよう実施できなかった事業や会合、コミュニティ活動などの再点検、活動方法についてのガイドラインの検討なども必要かと思われます。

基金については、新型コロナウイルス対策に伴う基金の創設、奨学金の廃止など見直しが図られました。一方で、財政調整基金は減少傾向にあり、特に注視していく必要があります。それぞれの基金の設置目的に従い、効果的な運用に努められたいと思います。

複雑化する業務に対応し、効率化を図るためさまざまな電算システムが導入されてきました。利便性、効率性を図る一方で、個人情報の漏洩には十分な対策を講じられたいと思います。また、委託料が増加傾向にあります。既存のシステムに関しても費用対効果を検証し、必要に応じて変更等も視野におきながら検討されたいと思います。

令和2年機構改革から1年が経過しました。日々変化する課題に対応していくためには、逐次体制の見直しも必要です。今後も人事管理を含め検証しながら、業務の効率化に取り組まれたいと思います。

以上で令和2年度決算審査報告を終わります。途中でちょっと数字の確認でご迷惑をおかけしました、お断り申し上げます。失礼しました。

○議長（山路 有君） 議長の方から一言お礼を申し上げたいと思います。長時間にわたる審議を重ねていただいた上に、分かりやすく丁寧なご報告をいただきました。村上代表監査委員さん大変お世話になりました。どうも、ありがとうございました。

日程第20 議案第42号

○議長（山路 有君） それでは続いて日程第20、議案第42号日吉津村土地開発公社の解散についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第42号日吉津村土地開発公社の解散について提案理由を申し上げます。

日吉津村土地開発公社は、村が公用地の取得・管理・処分を目的として平成元年に設立し、以後、都市公園事業、農村土地利用活性化事業及びデイサービス事業等における代替用地の確保や事業用地の先行取得を実施してまいりました。

しかし、平成3年のバブル崩壊に端を発し、長期間の景気低迷と、これに追随した形で国や地方の財政状況も悪化の一途をたどり、結果として計画した事業の遂行が停滞したことから、保有した土地が10年を超える期間にわたり処理できない状況となりました。

平成25年度には、経営健全化計画を策定し、5年間で全ての土地開発公社所有地を村に売却し、その後は休眠状態となり現在に至っております。

現在、土地開発公社は所有する土地がなく、今後も土地の先行取得の予定もないため、8月11日の土地開発公社理事会で公社の解散を決定し、このたび公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により解散の議案を提出するものでございます。

以上、議案第42号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いを申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。なお、次の本会議は9月9日9時から一般質問を行いますので、議場にご参集下さい。ご苦労様でした。

午前11時35分 散会
